



平成 27 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 江守グループホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 江守 清隆  
(コード：9963、東証第一部)  
問合せ先 常務取締役グループ管理部門担当 揚原 安麿  
(TEL 0776-36-9963)

### 平成 27 年 3 月期第 3 四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書の提出を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 対象となる四半期報告書

平成 27 年 3 月期第 3 四半期報告書

2. 延長前の提出期限

平成 27 年 2 月 16 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 27 年 3 月 16 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

平成 27 年 2 月 6 日付「平成 27 年 3 月期 第 3 四半期決算発表延期及び第 3 四半期報告書提出遅延のお知らせ」でご報告のとおり、当社の中国連結子会社における売掛金の回収可能性に疑義が生じており、この第 3 四半期において大口得意先に対する貸倒引当金の積み増しを検討せざるを得ない状況になっていることから、決算作業に遅れが生じております。具体的には、貸倒引当金の見積りに際して直近の得意先の財政状態や売掛金の入金状況、担保設定の状況や取引信用保険の付保状況を慎重に精査したうえで、数値確定の作業を進めており、その見積りに多くの時間を要しております。また、当社の監査法人からも、この貸倒引当金の監査に際しては、通常の四半期レビューにおける手続きと比べて追加的な監査手続きが必要であり、監査終了には時間を要する旨の連絡を受けております。

また、平成 27 年 2 月 10 日付「中国子会社における追加調査に関するお知らせ」及び平成 27

年2月13日付「(経過開示) 中国子会社における追加調査に関するお知らせ」でご報告しておりますとおり、中国子会社における売上の実在性・妥当性の疑義及び重大な内部規則違反について追加調査を開始しております。当社としましては、この機に徹底して調査を行って問題を洗い出し、改善につなげる所存ですが、これらの調査に時間を要しております。調査の結果次第では、平成27年3月期 第3四半期決算及び第3四半期報告書に反映させる必要があります。

このため、法定の提出期限内に第3四半期報告書の提出ができない見込みとなりましたことから、平成27年3月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を提出することといたしました。

以 上